

『太上洞真智慧上品大誡』の「六通智慧」について

池 平 紀 子

序

「誡」とは宗教的生活や修行を實踐する上での基本的な規範であるが、「誡」に關する道教文獻や中國で作られた佛教文獻の中には、「身體」の疾病や健康や不死、あるいは神仙や佛・菩薩などの超越的存在と「誡」とを關連づけて説くものが存在する。特に在家や初修段階の信徒に授けられる「誡」の文獻においてこのような傾向が顯著に見られる。本稿ではその一例として道教の『太上洞真智慧上品大誡』に見える「六通智慧」という思想を取り上げ、「誡」と「身體」と「神」との關係について

の考え方を検討する。本經の分析によって中國宗教史における在家宗教の姿の一端を明らかにすることが本稿の目的である。^①

一、テキストについて

まずはこのテキストについて概要を述べたい。

この經典は佛典の體裁に倣い、元始天尊が太上道君に六種類の誡(各誡は六條から十二條の細目から成る。便宜上「第一種」……「第六種」と呼稱する)を授け説法する様子を記したものである。

元始天尊、開皇元年七月一日午の時を以て、西那玉

『太上洞眞智慧上品大誡』の「六通智慧」について

國、鬱刹の山、浮羅の嶽、長桑林中に於いて、太上道君に智慧上品大誡法文を授く。

(CT一七七—一表)⁽²⁾

テキストの構成は、各種の誡毎に細目が箇條書きされ、細目の後に「天尊言わく」として散文形式で元始天尊の說法部分が續く形式が六種の誡について繰り返される。

陸修靜撰『靈寶經目』(P二八六—)⁽³⁾の「元始舊經」第十三項目には、『太上洞玄靈寶智慧上品大誡』という經

典が挙げられ、本經はこれに相當すると考えられている。⁽⁴⁾

つまり古靈寶經典であるが、現在の『道藏』では『太上洞眞智慧上品大誡』と改題され、洞眞部に入れられている。

では「洞玄」から「洞眞」に代わったのはいつなのか。

現存するテキストには道藏本・輯要本のほかに五種の敦

煌寫本が見つかっている。

・『正統道藏』洞眞部誡律類、上海涵芬樓本第七七册(雨一一—一六葉)、CT一七七

・『道藏輯要』張集二、二五—三六葉

・敦煌寫本 P二四六一(完本)、P二三五八・S五

七四六・S六二九〇・P三七九三(斷簡)

敦煌寫本のうちの四種は斷簡であるが、斷簡の各本が正統道藏本のどの箇所に對應するかを示したのが【表一】⁽⁵⁾である。完本であるP二四六一は表題・尾題ともに、

斷簡であるP三七九三は尾題を「太上洞玄靈寶智慧上品大誡」に作っている。後に確認するように、『無上祕要』

卷四六は、第一種を「洞玄智慧十誡」とし、第二種を

「洞玄智慧十二可從誡」としている。また『無上祕要』

卷八八は、第二種の後の天尊說法箇所(これは第一種・

第二種について纏めて言及したもの)、及び第四種・第五

種後の天尊說法箇所を引用し、「右、洞玄大誡經に出ず」と記す。つまり、『無上祕要』が成書したとされる北周

末(六世紀後半)頃、及び敦煌文書が書かれた唐代頃ま

【表一】

	敦煌寫本	正統道藏本
完本	P2461	CT177-1a-1~16b-8
斷簡	P2358	CT177-4b-6~10b-7
	S5746	CT177-5a-10~6b-3
	S6290	CT177-6b-3~7b-6
	P3793	CT177-15b-6~16b-8

では、このテキストには「洞玄」の文字が冠されていたことが分かる。従ってこのテキストは、唐代以降、正統道藏に収録されるまでに「洞玄」から「洞眞」に改められたと考えられる。この理由については後に検討する。

次に現行の道藏本テキストの内容が完成した時期について検討したい。【表二】は道藏本・輯要本・敦煌寫本、及び本經を多く引用する『無上祕要』・唐の朱法滿『要修科儀誠律鈔』、一部引用するその他の道教類書を比較したものである。

道藏本と輯要本との間には若干字體の違いがあるのみでほぼ異同はなく、一方、敦煌本の各種寫本の間にもあまり異同はない。しかし道藏本・輯要本と敦煌本との間にはある程度の異同が見られる。その異同を『無上祕要』を始めとする類書

【表二】

	道藏本	輯要本	敦煌寫本	無上祕要	要修科儀誠律鈔	その他
	1b-1	母生	母生	勿得(P2461)	勿得	勿得(CT524)
	1b-8	推讓	推讓	讓義(P2461)	讓義	讓義(CT524, 352)
	3b-7	敬生	敬生	恒生(P2461)	恒生	常生(CT352, 457)
	3b-8	托生	托生	墮生(P2461)	墮生	隨生(CT352, 457)
	4a-10	萬神	萬神	神明(P2461)		神明(CT352, 457)
	6a-5	亡晴失瞳	亡晴失瞳	亡精失童(P2461, P2358) 亡精失童(S5746)	亡精失瞳	亡精失童 亡晴失明(CT178)
	7b-3	飴之	飴之	飼之(P2461, P2358)	飼之	
	8a-4	神王	神王	聖王(P2461, P2358)		
	8a-10	妙義	妙義	妙蹟(P2461, P2358)	妙蹟	妙蹟(CT344, 187, 787, 1032)
	8b-2	靜舍	靜舍	靜觀(P2461, P2358)	淨供(脱落)	靜治(CT344) 堂靖院(CT187) 淨治(CT787, 1032)
	8b-4	衆乏	衆乏	衆之(P2461, P2358)	衆乏(脱落)	衆乏(CT344) 供養(CT187) 衆供(CT787, 1032)
	10a-3	善念心體	善念心體	善心體洞(P2461, P2358)		
	11a-2	智遠慧聞	智遠慧聞	智慧遠聞(P2461)		智遠慧聞
	16b-2	諸天	諸天	文始(P2461, P3793)		

『太上洞眞智慧上品大誡』の「六通智慧」について

一一一

の引用と對照すると、類書の記述は道藏本・輯要本に近い場合もあるが比較的敦煌本に近い場合が多いことが分かる。このことから敦煌本以降、道藏本以前にそれまで傳わっていた本經にある程度文字の編集が加わったと考えられる。

次に各誡の他文獻における引用狀況(引用元の文獻名を擧げているもの)や収録狀況(引用元の文獻名を擧げていないもの)から、更にテキスト成立の時代を特定したい。

本經の六種類の誡について、他の道教經典に同一の誡が引用・収録されているものを列擧すると以下のようになる。引用元の文獻名として本經の名稱や他の文獻の名稱を擧げている場合はそれを示した。

第一種「十誡」(全十條)

・『洞玄靈寶齋說光燭誡罰燈祝願儀』陸修靜撰。この十誡の最も古い形を傳えるとされる。

(CT五二四一八表)

・『太上洞玄靈寶赤書玉訣妙經』卷上「靈寶大誡」と稱す。元始舊經第二項の經典。

(CT三五二一一二裏)

・『無上祕要』卷四六「洞玄智慧十誡」と題す。誡の條目のみ。

(CT一一三八一四六九表)

・同右 卷三五「大誡經に出ず」とあり。

(三五一六裏)

・同右 卷四八「金籙經に出ず」とあり。

(四八一四裏)

・同右 卷五〇「大誡經に出ず」とあり。

(五〇一三裏)

・『要修科儀誡律鈔』卷五「大誡經に云う」とあり。

(CT四六三一一一表)

・『洞玄靈寶八節齋宿啟儀』「說誡威儀」に引く。

(CT二二九六六表)

・『雲笈七籤』卷三九「修齋求道當奉十誡」

(CT一〇三二一三九一八表)

・『太上出家傳度儀』出處を示さず、やや異同多し。

(CT 一三三六一八裏)

經に云う」とあり。

(五一三裏)

・『靈寶領教濟度金書』卷一六「科儀立成品、補職說誠儀」に引く。(CT 四六六一六一三裏)

第三種「智慧閉塞六情上品誠」(全六條)

・『無上祕要』卷四六「智慧閉塞六情上品誠」と題す。誠の條目のみ。(四六一一裏)

・『無上黃籙大齋立成儀』卷二六「科儀門一」に引き、割注に「智慧上品大誠經に出ず」とあり。(CT 五〇八一六一一四表)

・『要修科儀誠律鈔』卷四「閉塞六情」と稱す。(四一二裏)

・同右 卷三三「齋法修用門、釋說誠」に引く。(三三三三裏)

(三三三三裏)

・『三洞衆誠文』卷下「靈寶初盟閉塞六情誠文」と題す。(CT 一七八一一一表)

・『金籙大齋補職說誠儀』

(CT 四八六一三表)

第四種「智慧度生上品大誠」(全六條)

第二種「十二可從」(全十二條)

・『太上洞玄靈寶赤書玉訣妙經』卷上 (一一三表)

・『無上祕要』卷四六「智慧度生死上品大誠」と題す。誠の條目のみ。(四六一二表)

・『太上洞玄靈寶智慧罪根上品大誠經』卷上「元始舊經」第十二項。(CT 四五七一―七裏)

・同右 卷八八「右出洞玄大誠經」とあり。「天尊言……」の部分。(八八一九表)

・『無上祕要』卷四六「洞玄智慧十二可從誠」と題す。誠の條目のみ。(四六一一〇表)

・『要修科儀誠律鈔』卷四「六度生誠」と稱す。(四一三表)

・同右 卷八八「右出洞玄大誠經」とあり。「天尊言……」の部分。(八八一八裏)

第五種「智慧十善勸助上品大誠」(全十條)

・『要修科儀誠律鈔』卷五「十二可從」と稱し、「大誠

・『太上洞玄靈寶智慧本願大誠上品經』『靈寶經目』新經第六項『太上消魔寶身安志智慧本願大誠上品』

『太上洞真智慧上品大誠』の「六通智慧」について

『太上洞眞智慧上品大誡』の「六通智慧」について

二四

に由来するとされる經典。『大智慧經』上巻からの

引用とし、「太上智慧勸進要誡上品」と名付ける。

「六通智慧」に關する記述はない。後世の引用には、

本經からの引用と本願經からの引用との兩系統があるが、本願經からの引用の方が多い。

(CT三四四—九裏)

- ・『無上祕要』卷四六 「智慧十善勸助上品大誡」と題す。本經からの引用。誡の條目のみ。

(四六一—三表)

- ・同右 卷八八「右出洞玄大誡經」とあり。「天尊言……」の部分。

(八八一—九表)

- ・『要修科儀誡律鈔』卷五 「十善勸助誡」と稱す。

「六通智慧」の箇所は卷四に引用。(五一—三裏)

- ・『太清五十八願文』 「十善勸」と題す。本願經からの引用。

(CT一八七—四表)

- ・『太上經誡』 本願經からの引用。

(CT七八七—一〇裏)

- ・『雲笈七籤』卷三八 「十善勸誡」と稱す。本願經か

らの引用。

(三八—一〇裏)

第六種「智慧功德報應上品誡」(全七條、敦煌本は全八條)

- ・『要修科儀誡律鈔』卷二「大誡に云う」として一條のみ引用する(異同あり)。(二—一表)

これらの中で最も多く本經から引用しているのは『無上祕要』と『要修科儀誡律鈔』である。『無上祕要』卷四六は「右出智慧上品經」として本經の第一種から第五種までの誡を引用し、各誡の名稱もほぼ一致するが、第六種は引用しておらず、第一種から第五種についても項目を列擧するのみで、それぞれの誡について元始天尊が説法する箇所は引用されていない。誡の細目の後に書かれている天尊説法箇所は、一部卷八八に纏めて引用される。それは第二種・第四種及び第五種の後の箇所であるが、全てではなく部分的な引用である。本稿でテーマとする「六通智慧」(これも天尊説法箇所にある)については第四種・第五種の引用箇所に書かれているが、第五種

の後の、「六通智慧」について最も詳細に記述される部分はない。

唐代中期の人とされる朱法滿(八世紀前半没)の『要修科儀誠律鈔』は、巻四と巻五に第一種から第五種までを引用する。巻二には「大誠に言う」として第六種の一條のみを引用している。巻四と巻五における誠の順序は本經とは異なり、誠の名稱も多少異なるが、天尊說法箇所もあり、「六通智慧」について詳述される部分も巻四に引用されている。

道藏本・輯要本では全七條を収める第六種には不明な点が多く、『無上祕要』はこの誠のみ収録せず、『要修科儀誠律鈔』には僅か一條挙げられるだけで、その他の文献にも引用されない。一方で敦煌寫本P二四六一にはこの誠が収められているが、道藏本・輯要本で言えば第五條と第六條との間に兩本には存在しない次のような一條が記され、全部で八條の誠となっている。

誠曰。施散財寶營造觀宇、一錢以上皆二萬四千倍報。功多報多。世世賢明、翫好不絶、七祖皆得入无患之

國。(誠に曰く。財寶を施散し觀宇を營造せば、一錢以上は皆な二萬四千倍の報あり。功多ければ報多し。世世賢明となりて、翫好絶えず、七祖皆な无患の國に入るを得。)(P二四六一)

敦煌寫本は道藏本・輯要本より古い形を残すテキストであるから、更なる検討は必要だが、北周末(六世紀後半)『無上祕要』の頃まではこの第六種の誠はなく、唐代に全八條の誠として本經に追加され、道藏収録の際にその中の一條が削除された可能性がある。或いは唐代には全八條と全七條の兩パターンのテキストが存在し、道藏は後者を収録したのかも知れない。

いずれにせよ、文字や構成上の異同は多少あるものの、北周『無上祕要』完成時には少なくとも第一種の誠から第五種の誠の條目、及びその後の天尊說法箇所(確認できているのは一部)は存在し、唐代半ばには道藏本・輯要本の内容を持つテキストはほぼ揃っていたと言える。本章の最後にこれら六種の誠を受ける対象者について確認しておきたい。

『太上洞眞智慧上品大誡』の「六通智慧」について

二六

本經によると、第一種の十誡と第二種の十二可從の兩誡を受けた者は「大道清信弟子」となり、それは「飛天」と功を同じくするもので「大道十轉弟子」(五表)とも呼ばれるとする。楠山春樹氏はこの二誡の内容及び「清信」という呼稱の由來から、これが在家信者を示すものであること、しかし在家では守り得ない誡が含まれることや在家出家の區別に曖昧な場合もあつたことから、これを「在家を含む初信道士の稱號」としている⁽⁷⁾。また第三種以降も受誡者として「大道十轉弟子」(八表・九裏)の名が擧げられていること、第四種第二條「人の窮乏し饑寒し困急せるを見て、身を損し布施せば、人をして富貴ならしむ」(七表)や、第五種第六條「國王・父母・子民を勸助し忠孝なれば、人をして世世多嗣ならしむ」(八裏)など現世利益的な内容のものも多く、楠山氏の定義はこの經典全體に當てはまると考えられる。次章では本經で説かれる「六通智慧」について見ていきたい。

二、第三種から第五種の誡に見える「六通智慧」

この「六通智慧」という名稱は第三種と第五種の誡に見える。また第四種にも「心通智慧」の名稱があり、『無上祕要』の引用は「六通智慧」と作っているので、これも共に検討對象とする。いずれの場合も「六通智慧」という語は誡の條文にはなく、全て條文後の天尊說法箇所で説かれる。そしてこの「六通智慧」について詳述されるのは第五種の後である。

まず第三種の「智慧閉塞六情上品誡」について。これは「目・耳・鼻・口・手・心」の六種の感覺器官をはたらかせて快感を得ようとすることを「六情」と呼び、それぞれを「六誡」という形で誡めたものである。この「六情」はむろん佛教の「六根(目・耳・鼻・舌・身・意)」に基づくものだが、本來、佛教ではこれを「誡」という形にはしていない。ただ中國撰述の佛教經典(疑經・僞經)の中では「六根」を「誡」と結びつけるもの

がある。例えば北魏で太武帝の廢佛「西曆四四六―四五二」後に作られた疑經である『提謂經』^{だいゐきょう}は、五誠を五行に配當するものだが、更に五誠の違犯と「六根」のうちの五種(目・耳・鼻・口・舌)の病氣とを結びつけていて發想到類似性がある。⁽⁸⁾また道教のほうにも類似の五誠がある。『無上祕要』卷四六に引用される「昇玄五誠」(四六一―表)は「目・耳・口・心・意」に對する五誠であり、「洞神五誠」(四六一―四裏)と「正一五誠品」(四六一―六裏)は「目・耳・鼻・口・身」に對する五誠である。本經の第三種が「六根」を「六誠」の對象とする發想は、これら中國宗教史上の一連の流れの上にあると考えられる。

さて、第三種の天尊說法箇所では「六通智慧」について、善心をもって信仰し教えを尊奉すれば身體は虛空に入り「智慧に六通す」と説いている。そして「智慧に六通す」とは「洞視・洞聽・洞空・洞虛・洞清・洞微」することであり、六情を恬淡無慾にすれば神が身體に歸り遂には不死が得られると言う。

『太上洞真智慧上品大誡』の「六通智慧」について

天尊言わく。其れ六誠とは身の大患。來生の男女、人形を受くると雖も、六情純ならず、未だ經教に見みえず、法音を聞かざれば、形は自から覺えず、罪門に沉迷し、命の短促し、天年を竟えず、長く惡道に處るを致す。甚だ哀憐すべし。故に是の誠を説きて人天を開度す。善心もて信向し、意を一にして命に歸し、聖教を尊奉し、諸惡門を閉ずれば、則ち形は虛空に入り、智慧に六通す。智慧に六通すとは、洞視・洞聽・洞空・洞虛・洞清・洞微、是れ六通と爲し、通ぜざる所無きなり。六情恬夷として、神は自ずから歸するなり。炁は自ずから生ずるなり。精は自ずから固まれるなり。壽命は長遠にして、終に死せざるなり。(六裏)

まず「六通」の語については、『莊子』天道篇に「天に明かに、聖に通じ、帝王の徳に六通四辟する者は、其の自ら爲すや、味然として靜ならざる者無し」とあり、唐の成玄英は「六通とは四方上下を謂う」と注している。本經はこれを踏まえ、「六通智慧とは、天を洞視と曰い、

『太上洞真智慧上品大誡』の「六通智慧」について

二八

地を洞聽と曰い……」（九裏）と天地東西南北の六方に通じていくことを「六通」と言っている。また「洞洞」や「通洞」は音通するので、この「六通智慧」とは「見通す」「聞き通す」といった六種の知覺能力によって（大宇宙が具える）智慧に通じていくことと考えられる。ただ、ここでは「智慧に六通す」と讀める「六通智慧」は、別の天尊說法箇所では「能く之を行えば、飛天と功を齊しくし、心は六通の智慧と參同す」（九裏）と「六通の智慧」としており、そのすぐ後では「其れ六覺の炁あらば、常に六慧に通す」（一〇表）、「心に六惠を體すれば、自ずから神仙を得」（二〇表）と「六慧」「六惠」とも言っていることから、大宇宙がはたらかせる六種の智慧のこともまた「六通智慧」と呼んでいることが分かる。ともあれこの「六通智慧」は、身體の過慾を制御することが「修行の前段階の日常的誡め」といったレベルに留まらず、それ自體が「不死にまで至り得る修行」であるとされる點、そこに體內神が介在し、そのはたらきを佛敎的「智慧（さとりを完成するはたら

き）」の用語で表現している點が特徴的である。

次に第四種について。これは人間から蟲に至るまでのあらゆる生物の命を重んじることによって福徳が得られるという應報を説いたもので、六條の誡ではあるが六種の身體器官とは直接関係がない。また天尊の言にあるのも「其れ六誡は、皆な心通智慧を以て能く其の徳を施し、行い自然に合せば……」（八表）と「心通智慧」としていて「六通智慧」ではない。ただ、『無上祕要』はここを「六通智慧」に作るので（八八一表）、本來は「六通智慧」であつた可能性がある。傍證として、この後に「二轉せば報を受け、飛天と功を齊しくして輪を超ゆ。九轉せば漸く大道十轉弟子に入り、名は諸天に書かれ、七祖と同一に昇りて上のかた天堂に生ず」（八表）とあるが、第五種の天尊說法箇所にも、この十善勸誡は「大道十轉弟子」でなければ行えないとあり、行えば「飛天と功を齊しくし、心は六通智慧と參同す。……七祖は即ち幽夜を離れ、昇りて南宮に入る」（九裏）などと類似した記述がある點が挙げられる。

次に第五種について。これは十條からなる誠で、内容は道士や道觀、一切の人々への供養や布施を勧め、その報いとして現世的な果報が得られると説くものである。

これもやはり六種の身體器官とは直接關わらず、先の引用に見たように、天尊はこの十善勸誡を守れば「心は六通智慧と叅同す」(九裏)と説くが、第四種と第五種については、そもそも相互に關連なく存在した誠を、論理的には第三種と最も自然に繋がる「六通智慧」の考え方によって、いささか強引に關連づけている形跡がうかがえる。

「六通智慧」について詳述される部分は第五種の後に存在するが、これは第三種から第五種をひと纏まりにして全體に附されていると見るべきであろう。續いて第五種後に詳述される「六通智慧」について検討したい。

天尊はまず次のように、「洞視・洞聽・洞空・洞虛・洞清・洞微」という「六通智慧」(ここでは六通の智慧と讀む)は、大宇宙の天地東西南北合計六方の氣が融通無碍に通じてゆくはたらきであると定義する。

『太上洞眞智慧上品大誡』の「六通智慧」について

天尊言わく。六通智慧とは、天に洞視と曰い、地に洞聽と曰い、東に洞空と曰い、西に洞虛と曰い、南に洞清と曰い、北に洞微と曰う。六通洞達し、遼邈として端無し。測るを得可からず、窮むるを得可からず。包まざる所無く、容れざる所無し。其の六覺の炁有らば、常に六慧を通じ、人の六通を識らば、則ち六覺明らかとなる。六情を制御せば、人をして自然に諸もろの惡根を棄てしめ、諸もろの善念を生ぜしむ。心に六恵を體すれば、自から神仙を得。

(九裏)

各方位の智慧には「天||見通す」「地||聞き通す」のようにそれぞれ區別がある。そして大宇宙の側に智慧を通じさせるはたらきがあるのと同様に、小宇宙としての人間の側にも潜在的にはその智慧に通じる能力がある。この能力が発揮できれば神仙となれるが、それを阻んでいるが「六情」である。「六情」とは先に述べた第三種「智慧閉塞六情上品誡」の「六情」であり、みだりに華色を見たがったり五音を聞きたがるといった六器官に起

こる情慾で、「人の眼をして盲ならしめ」(十裏)たり「聾ならしむるを致す」(十一表)ものである。つまり「六通智慧」と「六情」とはともに六種の知覺をはたらかせることでありながら、それが大宇宙の自然なはたらかきであるか、個人の情慾に基づくはたらかきであるかによって正反對の結果を導くのである。従つて人は「六情」を誡め「六通智慧」に通じることを目指すべきであるというのが天尊の言わんとするところである。それは例えば華色を見たいという個人の情を制することで却つて世界の實相が見えるといったことであろう。

既に述べたように本經は在家もしくは初修の道教徒のための誡であり、まずこの誡を受けなければたとえいたずらに長齋や辟穀をしても修行は成就しないとされる。

天尊言わく。……大誡を受けざれば、徒らに長齋を爲し、或いは斷穀休糧し、山林に隱遁し、肉身もて度さんと求むるも、六通智慧の行無くんば、徒らに爾の功を失いて、成就するに由無し。(十表)

以下、この六種の智慧について一種ずつ詳述されている

くのであるが、紙幅の都合でいま第一の智慧(天/目/洞視)のみ全文を示す。【表三】はこれら六通智慧の内容を表にしたものであるので、これによつて第二から第六の智慧の内容を確認していただきたい。

天尊言わく。天は洞視と爲す。則ち天眼は智高く慧洞とおりて窮まり無し。上自りし下自りし、四面八方、照らさざる所無く、明らかにせざる所無し。一通智慧と曰うと雖も、五色焉に總ぶ。天は洞りて自然なるが故に損傷する無く、人の則ち天に法らば、目の朱童にも亦た五色の光有り。人の誡を持さざれば、六覺の炁は人の孔竅を通らず、智慧は未だ開かれず、五色を廣視せば則ち眼童は飛揚し光晴は昏翳して人の目をして盲ならしむ。故に是の誡を説きて以て天人を度し、咸ことごとく男女をして法音を聞くを得さしむ。過度を得て年命長遠なるを慾せば、當に是の誡を奉じ勤行して忘るる勿れ。色想を多くして目神を放蕩せしむるを慎め。毎に自ら制御して眼童を愛養し、眞を思い念を靜にし、智慧に通じ、虚空を洞觀せし

【表三】

智慧の名稱	洞視	洞聽	洞空	洞虛	洞清	洞微
氣の方位	天	地	東	西	南	北
氣の名稱			始陽之炁	少陰之炁 (9)	太陽之炁	
身體器官	目	耳	鼻	口	心	手
智慧の性質	智高慧洞	智遠慧聞	智明慧寥	智微慧朗	清智清慧	智遠慧深
智慧の作用	五色を見る	五音を聽く	五炁を入れる	五味を味わう	萬物を冶鍊する	罪福を陰察する
身體器官中の諸神	朱童 目神 眼童	五聲之神 五神 耳神	黃寧・辟非之神 鼻神	五神(五味の神?)	心神	手神

『太上洞真智慧上品大誡』の「六通智慧」について

めよ。誠を持して己を制すれば、則ち五色身に歸す。五色自ら歸すれば、則ち損傷する無く、爾の年命を保ち、無窮を得べし。
(十裏)

ここで、天地東西南北の六方の氣の内、「天」の氣は具體的には「五色」として現れると考えられている。第二の智慧以降も同様に、例えば「地」の氣は「五音」として、「西」の氣は「五味」として現れるとされている。その天地四方の氣があらゆる所に通っていくはたらきこそが「六通智慧」であり、それは六種の感覺器官を通して人の身體と繋がっている。そして兩者を媒介するのが各器官に宿る目神(朱童・眼童とも言い換えられている)や耳神(五聲の神)等の體內神である。もし人間が過度に五色や五音を追い求めたならば、これらの神々は身體を離れ、目は見えず耳は聞こえなくなってしまうと説かれるのである。

ここで注意したいのは、五色を見たり五音を聞いたりすること自体は本来智慧のはたらきだと見なされている点である。無論その前提には五色や五音自体が大宇宙を

『太上洞眞智慧上品大誡』の「六通智慧」について

構成する自然なる氣であるからという考えがあるはずである。ただ、その自然なる五色や五音を、まだ資格を得ていない不完全な人間が取り込もうとすることで、却ってそれらは人の身體に害を及ぼすと考えられているのである。これは當然ながら『老子』第十二章「五色は人の目をして盲ならしめ、五音は人の耳をして聾ならしむ」を踏まえているのだが、この點は、佛教が六根をはたらかせることで眼前に立ち現れる境界「六境(色・聲・香・味・觸・法)」を實體を缺いた空虚なるものと見なし、空虚であるがゆえにそれに對する分別や執着を誡めていく點との大きな分かれ道になっている。

従って、これらの誡を受けた者は各器官の神々が身體から去ってしまわないよう養生することで、やがては五色や五音を受信しても器官が損傷されない身體を得て長生できると説かれるのである。實はこのような、持誡・破誡に應じて體内神が去ったり戻ったりするという「誡神」の考えは、前章で觸れた佛教の疑經『提謂經』にも道教の「洞神五誡」にも見えており、この六誡に應じて

去來する神々もそれらに相當するものと考えられる。ところで、これら六通智慧の神々の名はほとんどが「目神」「耳神」など抽象的な名稱だが、唯一「鼻神」については「黃寧・辟非の神」と具體的な名稱が書かれている。

天尊言わく。東を洞空始陽の炁と爲す。……鼻に黃寧・辟非の神有り。人の未だ誡を持さざれば、則ち智慧は通ぜず。未だ智慧に入らざれば、臭腥の物を雜食す可からず。臭腥の炁は、人の鼻神をして經源を壅塞せしめ、斷絶有り易く、明梁通ぜざらしむ。

(二一裏)

「黃寧・辟非」は上清經の『大洞眞經』『大洞玉經』及びその注釋に見える鼻神の字であり、存思の對象としての體内神である。¹³⁾

『上清大洞眞經』卷四

謹んで精血三眞元生君、字は黃寧子玄に請う。常に兆の鼻の兩孔の下源、死炁の門を守れ。兆の精神をして百節に宣暢し、血液をして千關に盈滿せしめよ。

萬靈の悉は輔護し、太一の魂は身を保つ。

(CT六一四—一表)

『大洞玉經』卷下

凡そ三神、常に我が鼻下人中に鎮す。「注・鼻神を羽童と曰い、明梁と曰い、辟非と曰い、玉根と曰い、靈戸と曰い、開關と曰う。」(CT七一—一九表)

つまり、このような誠神説を含む六通智慧の説は、受誠者に誠を守らせるのと同時に身體に宿る神々をイメージさせ、そのイメージ自體が昇仙への契機となると考えたのではないだろうか。

因みに本經の天尊說法箇所について言えば、先に挙げた「七祖と同一昇りて上のかた天堂に生ず」(八表)や「七祖は即ち幽夜を離れ、昇りて南宮に入る」(九裏)等のような上清經にしばしば見られる言辭も多く、今確認した體內神との繋がりも含めて上清經の影響が見られる邊りに、本經が洞眞部に入れられた理由の一端があるのではないかと考えている。

最後に、この六通智慧のような考え方が生まれた發想

『太上洞眞智慧上品大誡』の「六通智慧」について

の淵源について、特に佛教との關わりから探りたい。

三、「六通智慧」の發想の淵源としての佛教

前章で述べたように、「六通智慧」の「六通」という用語は『莊子』天道篇の本文と成玄英の注に典據があるが、「見通す」「聞き通す」といった具體的なはたらきについては、佛教經典に多く見える佛や菩薩の「六神通」を踏まえていると考えられる。

『長阿含經』(佛陀耶舍・竺佛念「共に四—五世紀の人」譯)

云何が六證の法ならん。謂く六神通。一は神足通の證、二は天耳通の證。三は知他心通の證、四は宿命通の證、五は天眼通の證、六は漏盡通の證。

(T—一五四中)⁽¹⁴⁾

『文殊師利問經』(僧伽婆羅「五—六世紀の人」譯)

六通とは、天眼・天耳・他心智・宿命智・身通・漏盡通なり。

(T—一四—五〇〇下)

今は原始佛典の『長阿含經』と『文殊師利問經』を舉

『太上洞眞智慧上品大誡』の「六通智慧」について

三四

げたが、佛典では佛や菩薩が全てを見通す「天眼」や全てを聞き取る「天耳」などを「六神通」または「六通」とし(「五神通」「五通」の場合もある)、このような用例は枚擧に暇がない。そしてこの「六通」に含まれる「全てを見通し聞き通す神通力」は、佛典においてはしばしば「洞視」や「洞聽」と書かれる。「洞視」や「洞聽」の用例は、『論衡』や『抱朴子』、『列子』張湛注などにもあるが、⁽¹⁵⁾「六通(もしくは五通)」の語と共に「洞視」「洞聽」の語を用いるのは佛典が起源と考えられるのである。

『正法華經』卷三(西晉・竺法護譯)

時に五通閑居仙人有り。洞視・徹聽し、身は能く飛行す。心に能く人の念ずる所を知り、自ら従りて來る所の生死本末を知る。(T一九一八五中)

『六度集經』卷七(吳・康僧會譯)

昔、兩菩薩有り。……清淨無爲にして、志は虚空の若し。四禪備悉し、五通智を得。一は能く徹視し、遐として観ざる無し。二は能く洞聽し、徹として聞

かざる無し。三は能く騰飛し、出入無間。四は能く十方の衆生の心中に念ずる所を通知す。五は能く自ら無數劫來の宿命の更まる所を知る。梵釋仙聖、諸天龍鬼として、稽首せざる靡し。(T三一四三下)

用例として擧げたのは、三・四世紀頃に著名な譯經僧によって譯出された漢譯佛典に見える「洞視」「洞聽」の語である。⁽¹⁶⁾語の組み合わせとしては、「洞視・徹聽」や「徹視・洞聽」などとされることが多いが、これらはいずれも「仙人」「菩薩」「梵天」などの神通力を示す用語である。現在までに調べ得た限りでは、「洞視」「洞聽」以外の「六通智慧」、すなわち「洞空」「洞虛」「洞清」「洞微」については佛典における用例はあまりなく、この『智慧上品大誡』が「洞視」「洞聽」から類似の語句を創作したのではないかと思われる。

道教はしばしば佛敎の術語を流用するが、本經以外にも「六通」の語とともに「洞視」「洞聽」の語を用いている道教文献がある。今、『笑道論』が引く「文始内傳」に見えるものと、『洞眞太上太霄琅書」に見えるものと

を確認したい。

北周時代、佛道論争の中で佛教信者である甄鸞は『笑道論』(北周天和五年「西曆五一〇」)を執筆するが、そこで文始傳の佚文を引用する。

甄鸞『笑道論』卷上(道宣撰『廣弘明集』卷九)

五、五佛の並びに興るを明らかにす。文始傳に云う、老子は上皇元年を以て下りて周師と爲り、無極元年に青牛の薄板車に乗りて關を度り、尹喜の爲に五千文を説きて曰く「吾れ天地の間に遊ぶに、汝未だ道を得ざれば、相い隨う可からず。當に五千文を誦すること萬遍なるべし。耳は當に洞聽し、目は當に洞視すべし。身は能く飛行し、六通四達して、成都に洞せん」と。

(T五二一四四五下)

ここで老子は尹喜に五千文を説いた上で「これを萬遍唱え、洞聽・洞視せよ。(そうすれば)身はあらゆる所に無碍に飛行できるようになるので、成都で落ち合おう」と述べたとあるが、この無碍に飛行できるという點は、佛敎の六神通に見える能力である。

『太上洞眞智慧上品大誠』の「六通智慧」について

また、『洞眞太上太霄琅書』では、「大誠」を奉ずれば「六通智慧」が得られるとし、この「大誠」は「智慧上品大誠」を指すようにも見える。

『洞眞太上太霄琅書』卷十

三寶を學び、徊玄を誦し、大誠を奉ずれば、能く此の三界の表に超え、六通智慧を洞すなり。六通智慧とは、洞觀し、洞聽し、彼此生死去來の劫數を洞し、十方の有無を洞し、經誠の道俗教化を洞し、自然の人身を洞す、是れ六通の大智慧爲るなり。

(CT一三五二一〇一七裏)

ただし「六通智慧」の具體的名稱は「洞觀」「洞聽」以外はどれも異なり、その内の「過去現在未來世の宿命を洞察する」能力などはむしろ佛敎の「六通」に近いものである。

『洞眞太上太霄琅書』と本經との成書時期の先後關係など、更に検討すべき課題はあるが、これらの道教文献の記述は、道教側が佛敎側の「六通」の説を「洞視」「洞聽」といった用語と共に取り込んでいった軌跡を示

『太上洞眞智慧上品大誡』の「六通智慧」について

三六

すものと考えている。

小結

本稿ではまず『太上洞眞智慧上品大誡』のテキスト成立状況について検討し、ついで中に収録された六種の誡を統合する理論が展開される天尊說法箇所について、特に「六通智慧」という思想を中心として検討してきた。

テキストについては、北周『無上祕要』完成時には少なくとも第一種から第五種の誡の條目、及びその後の天尊說法箇所は存在し、唐代半ばには現道藏本・輯要本の内容を持つテキストはほぼ揃っていたと結論づけた。また「六通智慧」については、これが佛教の「六神通」や「六根」などの思想を基に、道教文獻や中國佛教文獻に存在した「誡神」説の影響も受けて成立した誡思想であり、誡と身體と神とが相互に關連性を持って結びつけられていることを確認した。「六通智慧」とは「全ての色を見通す」「全ての音を聞き通す」といった大宇宙のはたらきであり、この能力は小宇宙としての人間も潜在的

に六器官に具えている。しかし一般の人間はその六器官に由来する「六情」のために却って身體を損なっているので誡が必要だと考えられたのである。具體的には、六器官に宿る神々が大宇宙と、小宇宙としての人間とを媒介し、破誡すれば身體から離れるが守誡すれば離れず身を獲り、更に修行に勵めば「六通智慧」を得て昇仙できるとされた。このような「誡神」説には上清經の體內神の影響も見えることから、受誡者に身體に宿る神々をイメージさせようとしたのではないかと考えた。

「六通智慧」の説は、佛教における衆生の「六根」と佛・菩薩の「六神通」とを繋げて發想されたものと考えられるが、發想は佛教に由来するものであっても、そこには世界や身體の存在を「空」なるものと見なす佛教と「實」にして「自然」なるものと見なす道教との存在論上の相違が如實に表れているのである。

註

(一) 本稿の執筆に当たり参考にした主要文獻は以下の通り

である。

- ・吉岡義豊「敦煌本十誡經について」(『塚本博士頌壽記念 佛教史學論集』一九六一、後『吉岡義豊著作集』第二卷に収録)
- ・同右「佛教十誡思想の中國の受容」(『宗教研究』第一六八號、一九六一、後『吉岡義豊著作集』第二卷に収録)
- ・同右「佛教の影響による道教誡の形成―特に十誡十二可從を中心として―」(『日本佛教學會年報』第三二號一九六七、後『吉岡義豊著作集』第二卷に収録)
- ・大淵忍爾“On Ku Ling-Pao-Ching” ACTA ASIATICA 27 一九七四(後「靈寶經の基礎的研究」の題で『道教とその經典』創文社一九九七、に収録。特に「四、靈寶經の誡について」を參考)
- ・楠山春樹「清信弟子考―道士の階級に關する一試論―」(牧尾博士頌壽記念『中國の宗教・思想と科學』國書刊行會一九八四、後『道家思想と道教』平川出版社一九九二、に収録)
- ・同右「道教における十誡」(『道家思想と道教』同右)
- ・牧田諦亮『疑經研究』第三章、第四章(京都大學人文科學研究所一九七六)

『太上洞眞智慧上品大誡』の「六通智慧」について

- ・田中文雄「六朝佛教に於ける五常と五誡の融合について」(『大正大學大學院研究論集』第六號一九八二)
- ・同右「六朝知識人の五誡理解の一側面」(『豐山教學大會紀要』第一〇號一九八二)
- ・同右「五臟身體觀の神祕」(『中國密教ヘシリーズ密教三』春秋社一九九九)
- ・池平紀子「道教と中國撰述經典」(堀池信夫、砂山稔編『道教研究の最先端』大河書房二〇〇六)
- ・同右「佛・道文獻中の誡神説に見られる人と神々との共生について」(田中文雄、Terry Kieeman 編『道教と共生思想』大河書房二〇〇九)
- ・同右「佛・道における五誡の受持と二十五神の守護について」(『東方學』第一一六輯二〇〇八)
- ・同右「儒教に妥協した佛教―『父母恩重經』と『提謂經』」(堀池信夫、渡邊義浩、菅本大二編『知のユースアジア三激突と調和 儒教の眺望』明治書院二〇一三)
- ・劉屹〈古靈寶經「未出一卷」研究〉(『中華文史論叢』二〇一〇年四月總第一〇〇期、八一)
- (2) “Concordance de Tao-tsang” 經典番號一七七、上海涵芬樓本『正統道藏』第一葉前葉を表す。C T番號は初出時のみ示す。

『太上洞真智慧上品大誡』の「六通智慧」について

- (3) 敦煌寫本ベリオ二八六一を表す。スタイン本はSで示す。
- (4) 大淵一九九七、七七頁参照。『靈寶中盟經目』と『齋壇安鎮經目』では經名を『智惠上品大誡經』と記す。『靈寶經目』に挙げられる『太上洞玄靈寶智慧上品大誡』については、その前後の記述も含め、「已出」「未出」巻數や斷句箇所の問題において義論のあるところであるが、これが本經の原初形態と考えられる点については意見は一致しているようであり、本稿ではそれ以上踏み込まない。劉屹二〇一〇参照。
- (5) S五七四六の途切れている最後の文字は「誡」であり、S六二九〇はその次の「者」字から始まっていること、筆跡も類似していることから、兩本は切斷され別々に保存されていた同一寫本であると考えられる。
- (6) 吉岡一九六一・一九六七参照。
- (7) 楠山一九八四参照。
- (8) 牧田一九七六、池平二〇〇六・二〇一三参照。
- (9) (西/口/洞虛)の本文は以下の通り。「天尊言、西爲洞虛少陽之炁、炁出於虛、智微慧朗、故曰洞虛。虛之無礙、洞遠難窮、少陰之炁、雖曰一通智慧、而五味總焉。」(一二表)。この「炁」について、aでは「少陽」としbでは「少陰」としており不統一。「易』の四象を参考にすれば、「少陰」となるはずである。
- (10) 他に『莊子』外篇・天地篇、『淮南子』精神訓にも有り。
- (11) 「誠神」というタームは『無上祕要』卷四五(四五―二〇表)や『灌頂經』卷三(T二―一五〇三中)等に出る。
- (12) 『提謂經』の誠神説としては次のような箇所が挙げられる。「佛言、人持一誠完具者有五福。五誠完具者有廿五福。失一誠有五惡、五善神去之。犯五誠廿五善神去之。」(牧田一九七六、P、一九七)。また、「洞神五誠」の誠神説としては次のような箇所が挙げられる。「是爲五誠、五老帝君、各遣一十五神、防護受持者身。」(四六一―四裏)。共に池平二〇〇八、二〇〇九参照。
- (13) 他に『雲笈七籤』卷八、釋三十九章經「第一章。高上虛皇君曰。元氣生於九天之上、名曰辟非。辟非之煙、下入人之身、而爲明梁之氣、居人五藏之中、處乎心華之下。……益元羽童、乃人鼻之神也。」(八一―a)など。
- (14) 『大正新修大藏經』卷一第五四葉中段を表す。
- (15) 『論衡』實知「先知之見方來之事、無達視洞聽之聰明、皆案兆察跡、推原事類。」、「抱朴子」內篇論仙「自不若斯、則非洞視者、安能覲其形。非微聽者、安能聞其聲哉。」、「列子」黃帝「(張湛注) 神能獨游、身能輕舉。耳可洞聽、目可徹照。」等。
- (16) 他に『六度集經』卷七「菩薩心淨、得彼四禪、在意所

由。輕舉騰飛、履水而行。分身散體、變化萬端。出入無
間、存亡自由。摸日月、動天地。洞視徹聽、靡不聞見。」
(T三一三九中)、吳・支謙譯『佛說太子瑞應本起經』卷
下「至梵自在、眼能徹視、耳能洞聽、意悉預知。諸天人
龍鬼神蛟行蠕動之類、身行口言心所欲念、悉見聞知。」
(T三一四七八上) など。

執筆者紹介

高橋(前原)あやの 關西大學非常勤講師

池平 紀子 京都産業大學講師

廣田 律子 神奈川大學教授

吉野 晃 東京學藝大學教授

大野 裕司 北京科技大學外籍教師

酒井 規史 慶應義塾大學專任講師

山田 俊 熊本縣立大學教授